

第 6 章 再犯防止推進

1 再犯防止推進に関する動向

(1) 国の動向

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）が平成28年12月に制定・施行され、同法の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）が平成29年12月に策定された。これにより、再犯の防止等に関する取組に関する国および地方公共団体の役割が明らかとなり、取組の総合的かつ計画的な推進が図られることとなった。

令和5年3月には、再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、第二次再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）が策定された。

第二次計画では、基本方針は第一次計画から踏襲しつつも、重点課題の1つであった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域に立ち戻っていくことが重要であることを踏まえ、「地域による包摂の推進」と改められるなど、地方公共団体の役割がより具体的に明示されることとなった。

<第二次計画において国が掲げる重点課題>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

(2) 本市の現状

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行により、地方公共団体における再犯の防止等の推進に関する基本計画の策定が努力義務として課されたことから、本市においても令和3年3月、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切な施策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進することを目的として秋田市再犯防止推進計画を策定した。

計画では、国・県と本市の役割分担を図りながら、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、「就労と住居の確保による支援」、「保健医療・福祉サービスの提供による支援」、「学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進」、「民間協力者等の活動促進、広報・啓発活動の推進」の4項目を重点課題と位置づけ、国や県、民間団体等と連携・協力しながら、再犯防止等に関する各種施策に取り組んでいる。

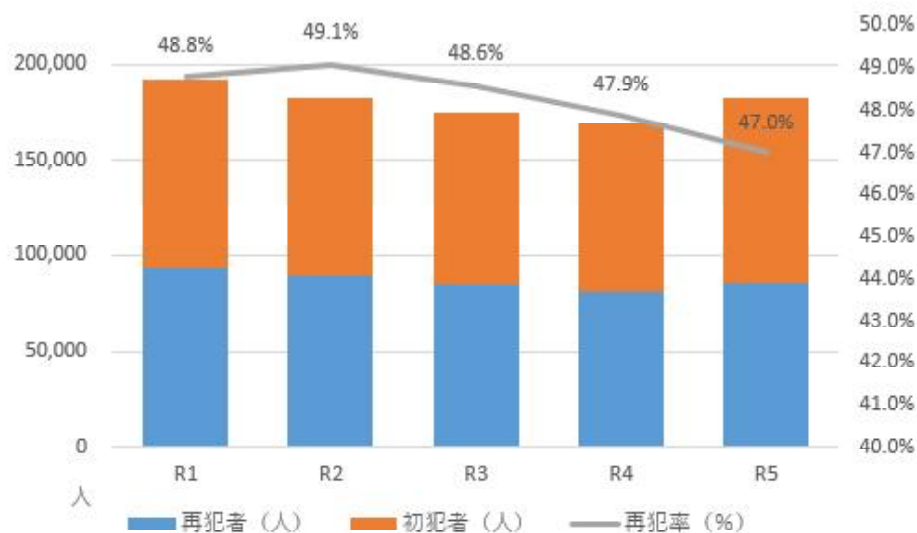
【参考情報】秋田市における再犯防止の現状等

1 刑法犯の再犯者率の推移

(1) 全国の状況

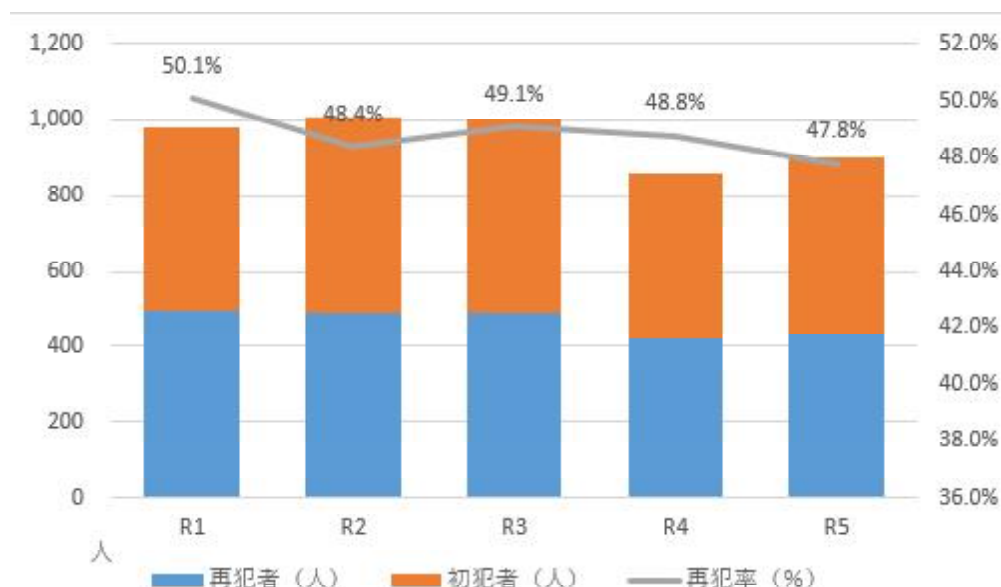
刑法犯の検挙人員は減少傾向にあったが、令和5年は増加に転じている。一方、再犯者率は減少を続けている。

これまで減少傾向にあった検挙人員が増加に転じた背景として、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加等が指摘されている。



(2) 秋田県の状況

概ね全国と同様に推移しており、再犯者率は40%台後半である。



(1)(2) 出典 法務省大臣官房秘書課

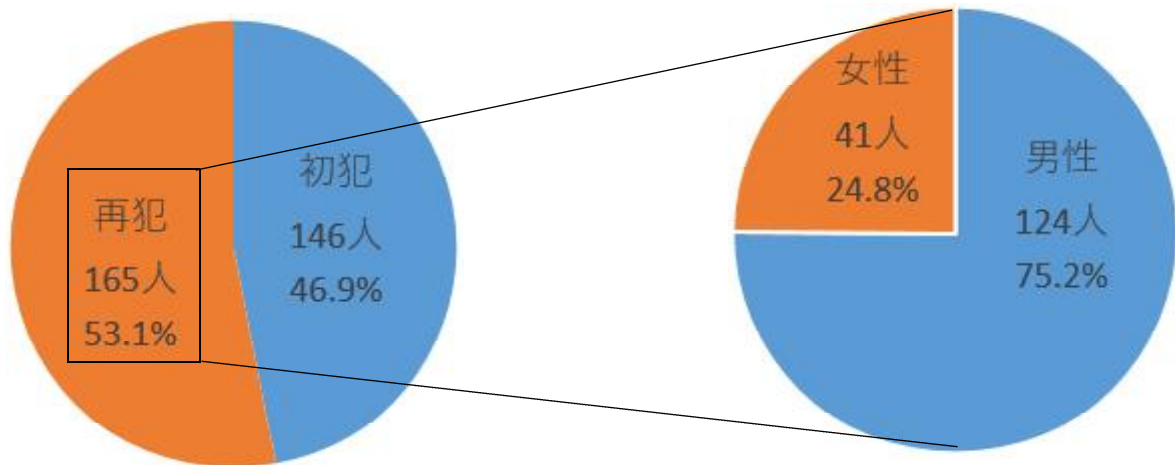
注1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

(3) 秋田市の状況[令和4年]

全国および秋田県の再犯者率は40%台後半で推移しているものの、秋田市は50%台で再犯者率が高い。また、再犯者のうち約4分の3が男性という構成である。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

注1 「再犯者」とは、刑法上、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

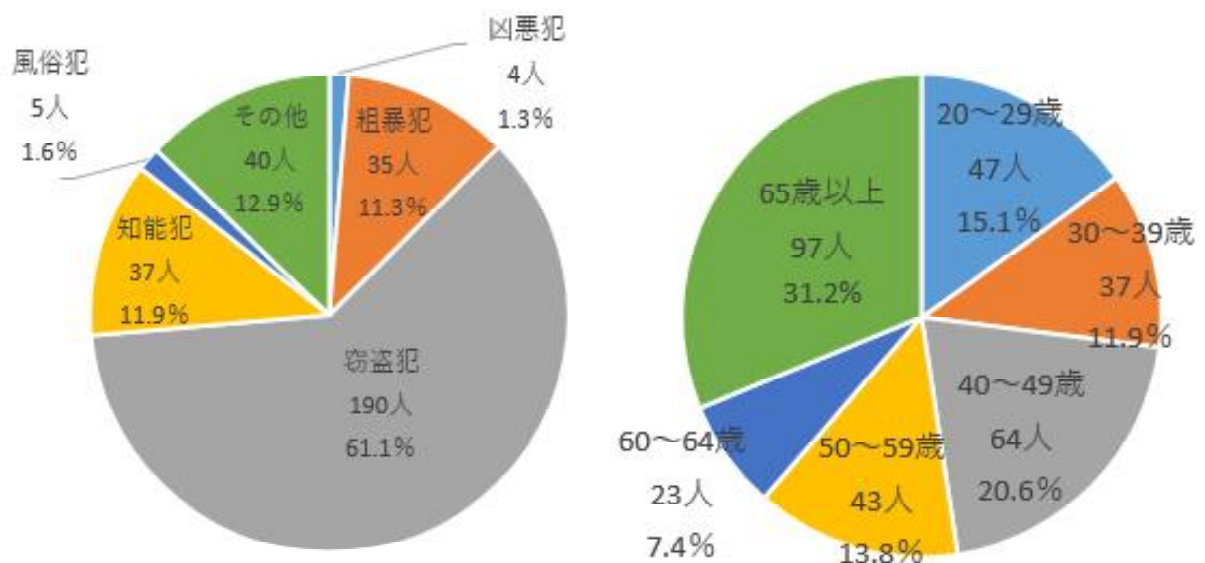
2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

2 秋田市における検挙人員（少年を除く）の状況

(1) 罪種別、年齢別検挙人員

特別法犯を除く検挙人員311人のうち、窃盗犯が190人と最も多く、全体の6割を占めている。また、年齢は65歳以上が97人と最も多く全体の約3分の1となっている。

なお、秋田県警察本部によると、窃盗犯認知件数449件の内訳として、侵入盗39件、乗り物盗118件（自動車2件、オートバイ0件、自転車116件）、非侵入盗292件となっている。（令和5年12月末。出典 秋田県警察「市町村別刑法犯認知件数」）

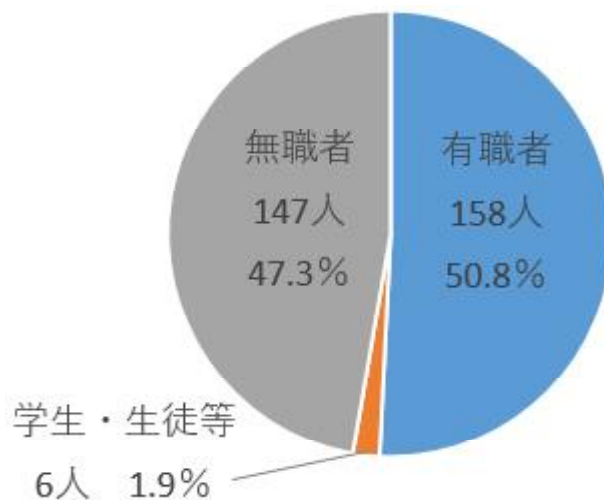


出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

第6章 再犯防止推進

(2) 犯罪時の職業別検挙人員

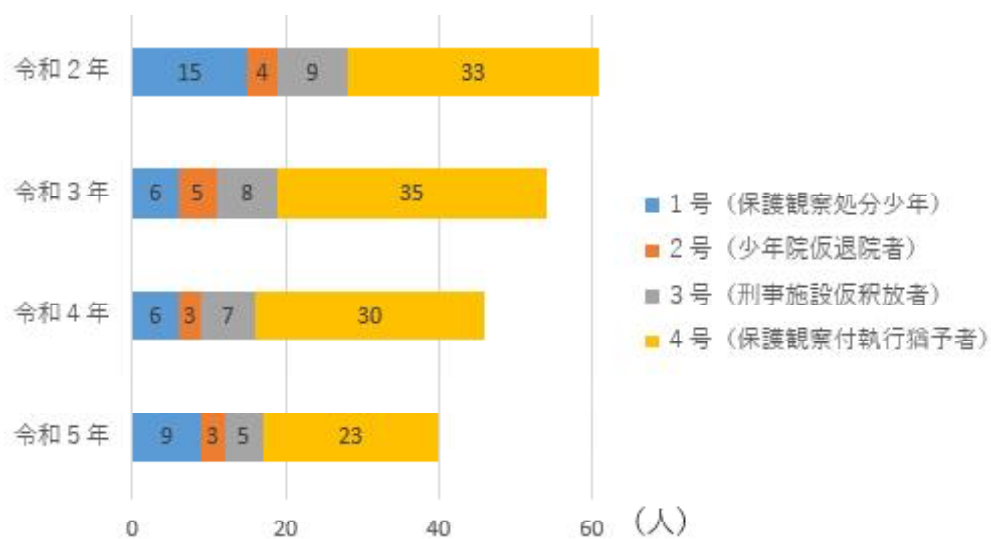
検挙人員311人のうち、無職者が147人と半数近くとなっている。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

3 秋田市における保護観察事件の状況

(1) 保護観察事件係属数の推移（各年末現在）



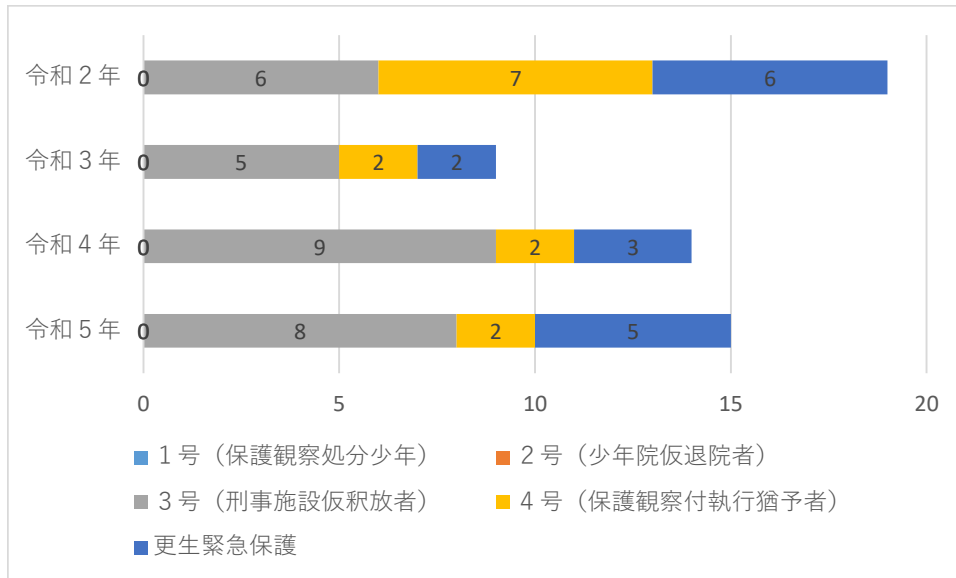
単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1号 (保護観察処分少年)	15	6	6	9
2号 (少年院仮退院者)	4	5	3	3
3号 (刑事施設仮釈放者)	9	8	7	5
4号 (保護観察付執行猶予者)	33	35	30	23
計	61	54	46	40

出典 秋田保護観察所提供

注1 交通短期保護観察及び更生指導（令和4年4月～）を除く。

(2) 更生保護施設秋田至仁会の状況（各年末現在）



単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1号（保護観察処分少年）	0	0	0	0
2号（少年院仮退院者）	0	0	0	0
3号（刑事施設仮釈放者）	6	5	9	8
4号（保護観察付執行猶予者）	7	2	2	2
更生緊急保護	6	2	3	5
計	19	9	14	15

出典 秋田保護観察所提供

(3) 特別調整※事件係属数の推移と罪種別内訳（各年末現在）

ア 特別調整事件係属数の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別調整	11	4	6	4
特別調整を受ける者の平均年齢	64.3	59.7	58.8	67.4
特別調整を受ける者の最高齢	81	75	84	84

イ 特別調整事件の罪種別内訳（過去5年の年末現在係属分の累計）

主な罪種	人
公務執行妨害	0
住居侵入	0
建造物侵入	1
殺人未遂	0
常習累犯窃盗	12
窃盗	12
詐欺	1
器物損壊	0
覚醒剤取締法違反	1
計	27

※特別調整

高齢又は障がいのため、自立した生活が困難であって、かつ適当な帰住先のない者について、出所後の帰住先や必要な福祉サービス等の調整を行うもの。

第6章 再犯防止推進

出典 秋田保護観察所提供

2 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨

我が国の刑法犯の発生件数は平成14年（285万3,739件）にピークを迎え、平成15年以降は年々減少傾向にある。また、刑法犯で検挙される人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、令和2年の49.1%をピークに令和3年は48.6%、令和4年は47.9%、令和5年は47.0%と減少を続けている。

秋田県も概ね国と同様に推移しているが、本市では再犯者率が53.1%となっており、国および県よりも高くなっていることから、犯罪をした者等への支援が必要とされている。

このような状況の中、国の第二次再犯防止推進計画が令和5年3月に閣議決定され、国・地方公共団体・民間協力者の連携をこれまで以上に進めていくこととなったことから、地域社会に最も身近な地方公共団体として福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にこうしたサービスへのアクセスが困難な者等に対して適切にサービスを実施できるようこれらに対応するため秋田市再犯防止推進計画を改定する。

(2) 計画の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮している者、薬物依存のある者、高齢で身寄りがいない者、障がいを抱えている者など地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在するため、地域における支援を包括的に提供する体制の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本計画に基づき犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切な施策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進する。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画（都道府県および市町村に策定の努力義務）として策定する。また、国や秋田県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」に位置づける。

(4) 基本方針および重点課題

国・県の計画および本市の実情を踏まえ、取組の方向性を記載することとする。本市としては、高齢者や障がい者、生活困窮者に関する相談を実施しているほか、中核市として保健所を設置していること、協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じていることなどを考慮し、4項目を重点課題に位置づける。また、重点課題の下に、施策および取組を体系づける。

- 重点課題1 就労と住居の確保による支援
- 重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援
- 重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
- 重点課題4 民間協力者等の活動促進、広報・啓発活動の推進

(5) 施策体系一覧表

重点課題	施策	取組
1 就労と住居の確保 による支援	(1) 就労の確保	①保護観察対象者の雇用 ②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 ③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 ④雇用促進、労働相談 ⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援
	(2) 住居の確保	①市営住宅への公平な入居機会の確保 ②セーフティネット住宅の登録促進 ③相談対応および住居確保給付金の支給
2 保健医療・福祉サ ービスの提供によ る支援	(1) 高齢者や障がい 者等への支援	①福祉保健サービスの提供 ②精神保健福祉に関する相談
	(2) 薬物依存者への 支援	①薬物乱用防止教育 ②精神保健福祉に関する相談（再掲）
3 学校等と連携した 修学支援と非行防 止等の推進	(1) 修学支援	①スクールカウンセラーの配置 ②広域カウンセラーの派遣 ③心のふれあい相談会
	(2) 非行防止	①少年の健全育成および非行防止 ②道徳教育の充実 ③いじめ防止 ④薬物乱用防止教育（再掲） ⑤スクールカウンセラーの配置（再掲） ⑥広域カウンセラーの派遣（再掲） ⑦心のふれあい相談会（再掲）
4 民間協力者等の活 動促進、広報・啓 発活動の推進	(1) 民間協力者等の 活動促進	①更生支援に関する相談・取次ぎ等 ②地域や警察機関等と連携した防犯活動 ③保護司会等の活動支援 ④保護司の面接場所の確保 ⑤子どもの安全対策 ⑥民間団体の活動への協力
	(2) 広報・啓発活動 の推進	①社会を明るくする運動への支援 ②犯罪被害者等への支援 ③関係機関の活動・取組との連携

(6) 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」において地域の福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし作業を進めたほか、庁内においても「秋田市再犯防止推進庁内連絡会」において計画

第6章 再犯防止推進

改定に関する全庁的な調整を図った。

3 取組の内容

重点課題1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労の確保

【現状と課題】

本市では、協力雇用主に対する入札参加資格審査および協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置などを講じている。

しかしながら、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まない場合があること、いったん就職しても、必要な知識や社会人としてのマナーなどを身につけていないため、離職する場合があることなどの課題が生じている。

【取組（関係課所）】

①保護観察対象者の雇用 (人事課)	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。
②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 (契約課)	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。
③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 (契約課)	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。
④雇用促進、労働相談 (企業立地雇用課)	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。
⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援 (福祉総務課、保護第一課、保護第二課)	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。

(2) 住居の確保

【現状と課題】

本市には、更生保護法人秋田至仁会が運営する更生保護施設が整備され、宿泊場所の提供と自立支援に尽力している。

しかしながら、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進めない場合があるなど、地域社会において安定した生活を送るため、引き続き、適切な帰住先の確保が重要である。

【取組（関係課所）】

①市営住宅への公平な入居機会の確保 (住宅政策課)	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。
②セーフティネット住宅の登録促進 (住宅政策課)	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。
③相談対応および住居確保給付金の支給 (福祉総務課)	住居に関する相談を受け付け、必要に応じて賃貸の入居費用や当面の生活資金等として社会福祉協議会の生活福祉資金を案内する。また、離職等から2年以内等の要件を満たす方に対しては、生活困窮者住居確保給付金支給事業による家賃補助や就労支援など、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がい者等への支援

【現状と課題】

本市では、犯罪をした者等を含め、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、取り組んでいる。

しかしながら、本人が入所を希望しなかったり、犯罪をした者等を受け入れることに不安や抵抗を感じたりすることなどにより、社会福祉施設への適切な入所につながらない事態が生じている。

また、身寄りのないことで地域から孤立し、再犯に至っている例も見られる。

【取組（関係課所）】

①福祉保健サービスの提供 （障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課）	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。特に、障がいのあるかたについては、地域で安心して生活ができるよう、障がいのあるかたやその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を実施する。
②精神保健福祉に関する相談 （健康管理課）	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。

(2) 薬物依存者への支援

【現状と課題】

本市では、薬物乱用防止教育や精神保健サービスに関する相談に取り組んでいる。しかしながら、薬物依存という性質上、各種取組を継続的に実施する必要がある。

【取組（関係課所）】

①薬物乱用防止教育 （学校教育課）	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員等から学ぶ活動を実施する。
②精神保健福祉に関する相談 ※再掲 （健康管理課）	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

(1) 修学支援

【現状と課題】

現在では、ほとんどの者が高等学校に進学する状況の一方、少年院入院者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。

本市としては、スクールカウンセラーによる悩み相談、適応指導教室「すくうるみらい」の専門相談員による学習支援などを実施している。

しかしながら、犯罪をした者等に対して、継続した学びや進学・復学のための支援を充実させることなどの課題がある。

【取組（関係課所）】

①スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】
②広域カウンセラーの派遣 (学校教育課)	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】
③心のふれあい相談会 (学校教育課)	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

第6章 再犯防止推進

(2) 非行防止

【現状と課題】

本市としては、少年の健全育成や非行防止、いじめ防止などの取り組みを進めている。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることなどの課題がある。

【取組（関係課所）】

①少年の健全育成および非行防止 (子ども家庭センター・少年指導センター)	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。
【新】②道徳教育の充実 (学校教育課)	相手を思いやる心や、自らを律する心など、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をはぐくむために、学校、家庭、地域が相互に連携しながら、全教育活動を通じた道徳教育の推進を図る。
③いじめ防止 (学校教育課)	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および保護者に配布する。
④薬物乱用防止教育 ※再掲 (学校教育課)	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】
⑤スクールカウンセラーの配置 ※再掲 (学校教育課)	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】
⑥広域カウンセラーの派遣 ※再掲 (学校教育課)	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】
⑦心のふれあい相談会 ※再掲 (学校教育課)	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

重点課題4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者等の活動促進

【現状と課題】

本市においては、保護司候補者検討協議会への参画や補助金の交付といった、NPOやボランティア、各種団体などの民間の協力者に対して支援している。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、NPOやボランティア、各種団体の担い手が減少傾向にあること、活動資金不足などにより、民間協力者による再犯防止の活動促進に当たっては課題がある。

【取組（関係課所）】

①更生支援に関する相談・取次ぎ等 (福祉総務課)	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。
②地域や警察機関等と連携した防犯活動 (生活総務課)	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。
③保護司会等の活動支援 (福祉総務課、子ども家庭センター・少年指導センター)	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、市職員や市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。
【新】④保護司の面接場所の確保 (中央市民サービスセンター)	市民サービスセンターおよびコミュニティセンターで、保護司が面接場所として活用可能な部屋を開放する。
⑤子どもの安全対策 (学事課)	多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。
【新】⑥民間団体の活動への協力 (福祉総務課)	刑務所を出所した後に周囲と交流がなく孤立しがちな高齢者や障がい者等への支援など、再犯防止や犯罪予防につながる民間団体の活動に協力する。

第6章 再犯防止推進

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市においては、社会を明るくする運動への支援など再犯防止に関する広報・啓発活動に努めてきた。

しかしながら、犯罪をした人等を地域に受け入れ包摂することなどに、市民の理解と関心が十分に深まっていないほか、広報・啓発活動の際は、犯罪をした者等に犯罪の責任や被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえるなど、犯罪被害者等に配慮した取組を進める必要がある。

【取組（関係課所）】

①社会を明るくする運動への支援 (子ども家庭センター・少年指導センター)	再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。
②犯罪被害者等への支援 (市民相談センター)	・市民相談センターを犯罪被害者等支援の総合窓口とし、犯罪被害者等が必要とする手続等について、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施し、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減に努める。 ・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。
【新】③関係機関の活動・取組との連携 (福祉総務課)	刑事施設等と連携し、業務内容や各種取組を広く周知し啓発を図る。